

H25.8

第70号

マリアス ニュース

(海上保安庁総合保険)



作品名:「北海道 旭岳 鏡池」

平成26年の更新のご案内が始まりました!!

申込締切日(手続はお早めに!)

平成25年9月20日(金)

- 加入内容に変更がなければ加入申込書(加入申込票)の提出は不要です。
- 各種注意事項は次ページ以降に記載しておりますので、十分ご確認をお願いします。

海上保安庁

本庁秘書課
大学・学校総務課
管区本部厚生課

契約代表者:公益財団法人 海上保安協会

マリアスの募集案内について

募集期間 平成25年8月12日(月)～9月20日(金)

今年度の変更のお知らせ

● グループ保険について

・新規加入の年齢制限が満40歳6か月までに戻ります。

● 医療保障保険について

・認可特定保険(旧自家共済)の制度内容変更(1,000円あたり38円⇒40円)により保険料表示が変更となります。

● 三大疾病保障保険について

・保険料率の改定により下記の年齢区分の保険料が変更となります。
(該当年齢) 51～55歳男性、61～65歳男性、66～69歳女性

年齢は保険年齢です。保険年齢とは、満年齢とは異なり、例えば効力発効日(契約応当日)時点の40歳の保険年齢は39歳6か月を超え40歳6か月までとなります。(例)保険年齢40歳＝平成26年1月1日現在39歳6か月を超え40歳6か月まで

● 損害保険については、大幅な制度改定がありますのでパンフレット等をご覧いただき、内容を必ず確認してください。

募集期間中のお問い合わせ先

平成25年8月12日(月)～9月20日(金) 土日祝日を除く(9:00～17:00)

・グループ保険
・医療保障保険
・三大疾病保障保険

・明治安田生命保険相互会社
0120-027-580
03-3283-9119(照会期間受付終了後)

・団体傷害保険
・疾病医療上乗せ保険
・長期所得補償保険

・三井住友海上火災保険株式会社
0120-649-002
・有限会社 海交会
03-3297-7582

※上記時間帯以外はマリアスWEBサイト内の「e-mail ちょっとメールで 質問したい」をクリックして、フォームに質問を記載して送信してください ⇒ 後日、メール等にて回答します

マリアス(損害保険)に関する制度改定

平成26年は以下の改定を実施しております。
詳細は別途ご送付させていただいております「平成26年マリアス損害保険に関する制度改定のお知らせ」(以下別冊)に記載しております。パンフレットとあわせて内容をご確認ください。

① 保険料・保険金額(補償額)が変更となります。

■ 団体傷害保険個人型、夫婦型、家族型、自転車型(旧自転車総合保険:以下同じ)にご加入の方 ⇒ 別冊2、3ページをご参照ください。

② 補償内容が変更となります。

■ 主な変更点 ⇒ 別冊6、7、8、9ページをご参照ください。

③ 自転車型の補償が変更となります。

■ 自転車型にご加入の方 ⇒ 別冊10ページをご参照ください。

④ 健康状況告知の内容が変更となります。

■ 疾病医療上乗せ保険、長期所得補償保険にご加入の方

⇒ 別冊11ページをご参照ください。

※別冊はニュースの最後に掲載しています。

● 加入、更新に際しての留意事項

平成24年より生命保険料控除の対象が変更!

昨年のニュースでもご報告のとおり、マリアスにつきまして医療保障保険の一部である認可特定保険(旧自家共済)および団体傷害保険を除き、所得税および住民税における一般生命保険料控除の対象となっておりますが、その取扱内容が平成24年1月1日より下記のとおり変わっております。

《平成23年まで》

商品	控除対象
グループ保険	一般生命保険料控除
医療保障保険 ※認可特定保険(旧自家共済)除く	一般生命保険料控除
三大疾病保障保険	一般生命保険料控除
団体傷害保険	対象外
長期所得補償保険	一般生命保険料控除

《平成24年1月1日以降》

商品	控除対象
グループ保険	一般生命保険料控除
医療保障保険 ※認可特定保険(旧自家共済)除く	介護医療保険料控除(新設)
三大疾病保障保険	一般生命保険料控除
団体傷害保険	対象外
長期所得補償保険	介護医療保険料控除(新設)
疾病医療上乗せ保険 ※平成25年1月より追加	介護医療保険料控除(新設)

税務の取扱いについては税制改正により今後変更となる可能性があります。

＜参考＞ 制度改正イメージ図(所得税)

平成23年まで		新制度(平成24年1月1日以降)		
一般生命保険料控除	個人年金保険料控除	一般生命保険料控除	介護保険料控除	個人年金保険料控除
【所得控除限度額】 所得税10万円		【所得控除限度額】 所得税12万円		
所得税5万円	+	所得税4万円	+	所得税4万円

●加入、更新に際しての留意事項

①新規加入、加入内容を変更する場合

- ・新規加入、加入内容を変更する場合は必ず**加入申込書(加入申込票)の手続きとご提出が必要です。**
- ・グループ保険、医療保障保険、三大疾病保障保険の加入内容に**変更がある場合は、該当箇所すべて記入・押印をお願いいたします。**
- ・また、**新規加入、増額に際しては健康状態の告知を正確に行ってください。**(団体傷害保険は告知不要です)
- ・団体傷害保険は家族構成の変更(結婚、出産、こども就職など)があった場合、タイプ(個人型、夫婦型、家族型)の変更の必要がないか十分に確認し、必要な場合必ず加入申込票の手続き、ご提出をお願いします。
- ・**変更の申出をしない限り、加入申込書(加入申込票)に打ち出された契約内容どおりでの自動継続となりますのでご注意ください。**

②加入内容に変更がない場合

- ・**加入申込書(加入申込票)の手続き、提出は不要**です。
- ・加入申込書(加入申込票)を提出されない場合、各種保険制度は同保障額で自動継続となりますが、年齢超過による脱退や減額、保険料の年齢による変更は**自動的に適用**されます。

③継続加入できる上限年齢について

- ・グループ保険 : 昭和8年7月2日以後に生まれた方。(平成26年1月1日時点の満年齢が80歳6か月まで)
- ・医療保障保険 : 昭和19年7月2日以後に生まれた方。(平成26年1月1日時点の満年齢が69歳6か月まで)
- ・三大疾病保険 : 昭和19年7月2日以後に生まれた方。(平成26年1月1日時点の満年齢が69歳6か月まで)
- ・長期所得補償保険 : 現職のうち、昭和29年1月1日以後に生まれた方。
(平成26年1月1日時点の満年齢が59歳まで)
- ・疾病医療上乗せ保険 : 昭和9年1月2日以後に生まれた方。(平成26年1月1日時点の満年齢が79歳まで)

●マリアスWEBサイトのご案内

マリアス保険制度を職員、家族及び退職者等に広くご案内するため、マリアスのパンフレット、海上保安協会への届出及び請求ガイド(団体傷害保険・疾病医療上乗せ保険・長期所得補償保険を除く。)等を掲載しています。

ぜひアクセスしてください!!

【サイトのアクセス方法】 ※インターネット環境があればどこからでもアクセス可能

検索サイトの「海上保安庁総合保険(マリアス)」からアクセス又は

<https://www.group-welfare.jp/CGI/marias/login/login.cgi>に接続 (パスワード: 19480512)

◆◆ 海上保安庁 健康安全標語 ◆◆

(健康管理部門)

「見逃さない 心と体の S O S」

比田勝海上保安署 巡視艇あきぐも 中島 安雄

(安全管理部門)

「声かけて みんなで摘み取る 危険の芽」

萩海上保安署 巡視艇はぎなみ 佐藤 佑哉

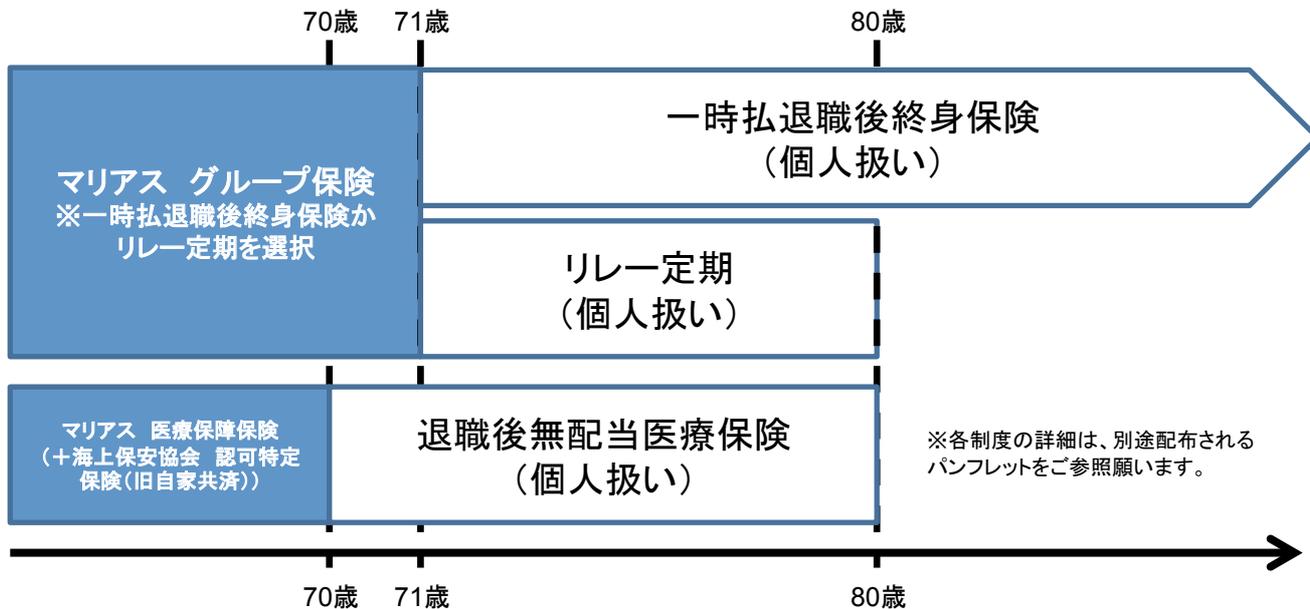


(参考) マリアス(生命保険)退職後の取扱い変更

グループ保険の継続年齢延長(80歳)に伴い、継続案内方法が変更となります。

従来(マリアスニュース第62号掲載内容一部修正)

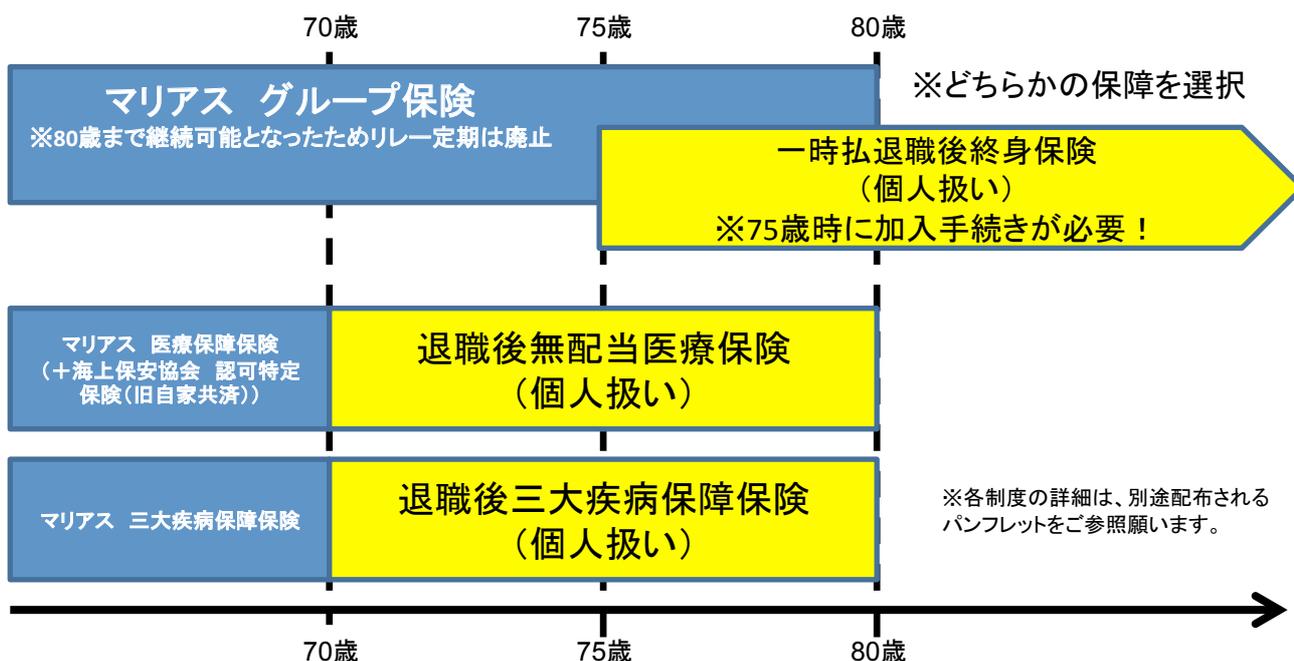
- ★マリアスに加入している方のみ加入手続きが可能
- ★個人扱いの制度へ加入する時の健康告知が原則不要(ただし、現在加入保険金額以下)
- ★配偶者のみの単独加入が可能



年齢は保険年齢です。保険年齢とは、満年齢とは異なり、例えば効力発効日(契約応答日)時点の40歳の保険年齢は39歳6か月を超え40歳6か月までとなります。(例)保険年齢40歳=平成26年1月1日現在39歳6か月を超え40歳6か月まで

平成25年1月以降の継続年齢満了者への取扱い

- ★マリアスに加入している方のみ加入手続きが可能
- ★個人扱いの制度へ加入する時の健康告知が原則不要(ただし、現在加入保険金額以下)
- ★配偶者のみの単独加入が可能



年齢は保険年齢です。保険年齢とは、満年齢とは異なり、例えば効力発効日(契約応答日)時点の40歳の保険年齢は39歳6か月を超え40歳6か月までとなります。(例)保険年齢40歳=平成26年1月1日現在39歳6か月を超え40歳6か月まで

平成26年 マリアス損害保険に関する 制度改定のお知らせ

従来ご加入いただいておりますマリアス団体傷害保険につきまして平成26年1月から補償内容等の一部改定および保険料の改定が行われます。マリアス損害保険は、加入者約11,000名、保険金支払件数約1,100件、支払保険金は約1億円と海上保安庁職員の皆さまにお役立ちさせていただいている制度です。本冊子において制度改定内容をご案内させていただきますので内容をご確認のうえ、ご継続手続き^(※)を行っていただきますようお願いいたします。

<※ご継続手続き>

- 前年の加入内容に応じたプランで継続加入いただく場合には
➔ 加入申込票のご提出は不要となります。
- プラン変更や被保険者（補償の対象者）の追加等、加入内容の変更をご希望される場合
➔ 同封の加入申込票に変更する箇所をご記入のうえご提出ください。
- 継続を希望されない場合
➔ 加入申込票の「申し込まない」欄に○をしてご提出ください。

1. 保険料・保険金額（補償額）が変更となります。

- 団体傷害保険個人型、夫婦型、家族型、自転車型（旧自転車総合保険；以下同じ）にご加入の方
➔ 2、3ページをご参照ください。
- 日常生活個人賠償（日常生活個人賠償責任補償特約）にご加入の方
➔ 4ページをご参照ください。個人賠償セットは1億プランを新設しております。
- オプションパックにご加入の方
➔ 変更はなく、前年通りとなります。
- 疾病医療上乗せ保険にご加入の方
➔ 5ページをご参照ください。
- 長期所得補償保険にご加入の方
➔ 5ページをご参照ください。

2. 補償内容が変更となります。

- 主な変更点
➔ 6、7、8、9ページをご参照ください。

3. 自転車型の補償が変更（一部予定）となります。

- 自転車型にご加入の方
➔ 10ページをご参照ください。

4. 健康状況告知の内容が変更となります。

- 疾病医療上乗せ保険、長期所得補償保険にご加入の方
➔ 11ページをご参照ください。

新旧読み替え表

団体傷害保険

傷害補償（標準型）特約付団体総合生活補償保険・
傷害補償（MS & AD型）特約付団体総合生活補償保険

「マリアス」団体傷害保険にご加入の皆さまへ

ご加入いただいておりますマリアス傷害保険につきまして平成26年1月の更改契約から補償内容等の一部改定および保険料の改定が行われます。
ご加入の皆さまは平成26年の補償内容・保険料をご確認願います。継続手続きは以下のとおりです。

- 前年の加入内容に応じたプランで継続加入いただく場合には自動継続となるため、加入申込票のご提出は不要となります。
- その他のプランへの変更や被保険者（補償の対象者）の追加等、加入内容の変更をご希望される場合は、同封の加入申込票に変更する箇所をご記入のうえご提出ください。
- 万一継続を希望されない場合は、継続しない意思を確認させていただくため、加入申込票に「申し込まない」欄に○をしてご提出ください

基本補償の変更内容

A 個人型

- 独身の方
- 家族型の上乗せ補償が欲しい方

ご記名いただいた方だけが補償の対象になります

B 夫婦型

- お子様のおられない（独立された）ご夫婦

職員本人または退職者本人およびその配偶者が補償の対象となります

C 家族型

- ご家族が多い方

自動的にご家族全員が補償の対象になります

—ご家族全員とは—

- ① 職員本人または退職者本人
- ② 職員本人または退職者本人の配偶者
- ③ ①または②と同居の親族・別居の未婚の子

F (自転車総合保険)

—自転車による事故を重視する人のために—
(家族全員を補償します。)
(オプションパックはセットできません)

平成25年の補償内容・保険料

傷害タイプ名	年払保険料	被保険者	保険金額		
			死亡・後遺障害(最高)	入院保険金日額	通院保険金日額
A0	7,000円	ご本人	172.7万円	3,500円	2,000円
A1	8,000円	ご本人	294.8万円	3,500円	2,000円
A2	10,000円	ご本人	359.5万円	4,500円	2,500円
A3	13,500円	ご本人	462.4万円	6,000円	3,500円
AA	6,000円	ご本人	163.8万円	6,500円	4,500円
AI	7,000円	ご本人	349.0万円	6,500円	4,500円
AQ	9,000円	ご本人	389.8万円	9,000円	6,000円
AH	11,000円	ご本人	524.9万円	11,000円	7,000円

傷害タイプ名	年払保険料	被保険者	保険金額		
			死亡・後遺障害(最高)	入院保険金日額	通院保険金日額
B0	14,500円	ご本人・配偶者	110.7万円	3,500円	2,500円
B1	16,500円	ご本人・配偶者	179.7万円	4,500円	2,500円
B2	21,500円	ご本人・配偶者	196.3万円	5,500円	3,500円
B3	28,500円	ご本人・配偶者	281.6万円	7,500円	4,500円
BA	10,500円	ご本人・配偶者	339.6万円	6,500円	4,000円
BI	12,000円	ご本人・配偶者	519.4万円	6,500円	4,000円
BQ	15,500円	ご本人・配偶者	636.1万円	8,000円	5,500円
BH	19,000円	ご本人・配偶者	808.6万円	10,000円	6,500円

傷害タイプ名	年払保険料	被保険者	保険金額		
			死亡・後遺障害(最高)	入院保険金日額	通院保険金日額
C0	21,500円	ご本人	155.1万円	5,500円	3,000円
		配偶者	60.0万円	3,000円	2,000円
		親族	30.0万円	1,500円	1,000円
C1	25,000円	ご本人	283.0万円	6,000円	3,500円
		配偶者	160.0万円	3,000円	2,000円
		親族	80.0万円	1,500円	1,000円
C2	31,500円	ご本人	381.6万円	8,000円	4,500円
		配偶者	300.0万円	4,500円	2,000円
		親族	130.0万円	2,000円	1,000円
C3	40,500円	ご本人	443.4万円	9,000円	5,500円
		配偶者	330.0万円	5,500円	3,000円
		親族	160.0万円	3,000円	1,500円
CA	13,500円	ご本人	402.7万円	6,500円	4,500円
		配偶者	300.0万円	5,000円	3,000円
		親族	180.0万円	3,000円	2,000円
CI	15,000円	ご本人	524.9万円	6,500円	4,500円
		配偶者	380.0万円	5,000円	3,000円
		親族	280.0万円	3,000円	2,000円
CQ	19,500円	ご本人	667.5万円	8,500円	5,500円
		配偶者	500.0万円	6,500円	4,500円
		親族	370.0万円	4,000円	2,500円
CH	24,500円	ご本人	736.1万円	10,500円	7,000円
		配偶者	580.0万円	8,000円	5,000円
		親族	490.0万円	6,500円	4,000円

傷害タイプ名	年払保険料	被保険者	保険金額		
			死亡・後遺障害(最高)	入院保険金日額	通院保険金日額
F	2,000円	ご本人	592.8万円	3,000円	2,000円
		配偶者	400.0万円	3,000円	2,000円
		親族	300.0万円	3,000円	2,000円

平成26年の補償内容・保険料

傷害タイプ名	年払保険料	被保険者	保険金額		
			死亡・後遺障害(最高)	入院保険金日額	通院保険金日額
A0	7,000円	ご本人	100.0万円	3,500円	2,000円
A1	8,500円	ご本人	263.0万円	3,500円	2,000円
A2	10,500円	ご本人	308.0万円	4,500円	2,500円
A3	14,500円	ご本人	428.0万円	6,000円	3,500円
AA	6,000円	ご本人	144.3万円	6,500円	4,500円
AI	7,000円	ご本人	333.0万円	6,500円	4,500円
AQ	9,000円	ご本人	368.8万円	9,000円	6,000円
AH	11,000円	ご本人	502.8万円	11,000円	7,000円

傷害タイプ名	年払保険料	被保険者	保険金額		
			死亡・後遺障害(最高)	入院保険金日額	通院保険金日額
B0	14,500円	ご本人・配偶者	103.5万円	3,500円	2,200円
B1	17,500円	ご本人・配偶者	145.0万円	4,500円	2,500円
B2	23,000円	ご本人・配偶者	163.5万円	5,500円	3,500円
B3	30,000円	ご本人・配偶者	209.7万円	7,500円	4,500円
BA	10,500円	ご本人・配偶者	321.6万円	6,500円	4,000円
BI	12,000円	ご本人・配偶者	500.9万円	6,500円	4,000円
BQ	15,500円	ご本人・配偶者	608.0万円	8,000円	5,500円
BH	19,000円	ご本人・配偶者	776.4万円	10,000円	6,500円

傷害タイプ名	年払保険料	被保険者	保険金額		
			死亡・後遺障害(最高)	入院保険金日額	通院保険金日額
C0	21,500円	ご本人	112.0万円	5,500円	2,500円
		配偶者	60.0万円	3,000円	2,000円
		親族	30.0万円	1,500円	1,000円
C1	26,500円	ご本人	227.0万円	6,000円	3,500円
		配偶者	160.0万円	3,000円	2,000円
		親族	80.0万円	1,500円	1,000円
C2	33,000円	ご本人	272.0万円	8,000円	4,500円
		配偶者	260.0万円	4,500円	2,000円
		親族	130.0万円	2,000円	1,000円
C3	42,500円	ご本人	332.0万円	9,000円	5,500円
		配偶者	300.0万円	5,500円	3,000円
		親族	150.0万円	3,000円	1,500円
CA	13,500円	ご本人	442.4万円	6,500円	4,500円
		配偶者	300.0万円	5,000円	3,000円
		親族	180.0万円	3,000円	2,000円
CI	15,000円	ご本人	580.1万円	6,500円	4,500円
		配偶者	380.0万円	5,000円	3,000円
		親族	280.0万円	3,000円	2,000円
CQ	19,500円	ご本人	744.3万円	8,500円	5,500円
		配偶者	500.0万円	6,500円	4,500円
		親族	370.0万円	4,000円	2,500円
CH	24,500円	ご本人	851.8万円	10,500円	7,000円
		配偶者	580.0万円	8,000円	5,000円
		親族	490.0万円	6,500円	4,000円

傷害タイプ名	年払保険料	被保険者	保険金額		
			死亡・後遺障害(最高)	入院保険金日額	通院保険金日額
F	2,000円	ご本人	463.3万円	3,000円	2,000円
		配偶者	400.0万円	3,000円	2,000円
		親族	300.0万円	3,000円	2,000円

個人賠償セットの主な変更内容

- 補償内容に変更はありませんが、保険料が引き下げとなりました。
- 個人賠償セットは、セット名が変更になりました。

平成 25 年の補償内容・保険料

個人賠償セット	日常生活個人賠償責任		
	個人賠償セット名	保険金額 (免責金額 0 円)	年払保険料
	G	1,000 万円	540 円
H	3,000 万円	620 円	

平成 26 年の補償内容・保険料

個人賠償セット	日常生活個人賠償責任		
	個人賠償セット名	保険金額 (免責金額 0 円)	年払保険料
	G 1	1,000 万円	520 円
G 2	3,000 万円	600 円	
G 3	1 億 円	690 円	



個人賠償セット	日常生活個人賠償責任		
	個人賠償セット名	保険金額 (免責金額 0 円)	年払保険料
	J	1,000 万円	540 円
K	3,000 万円	620 円	

個人賠償セット	日常生活個人賠償責任		
	個人賠償セット名	保険金額 (免責金額 0 円)	年払保険料
	J 1	1,000 万円	520 円
J 2	3,000 万円	600 円	
J 3	1 億 円	690 円	



個人賠償セット	日常生活個人賠償責任		
	個人賠償セット名	保険金額 (免責金額 0 円)	年払保険料
	L	1,000 万円	540 円
M	3,000 万円	620 円	

個人賠償セット	日常生活個人賠償責任		
	個人賠償セット名	保険金額 (免責金額 0 円)	年払保険料
	L 1	1,000 万円	520 円
L 2	3,000 万円	600 円	
L 3	1 億 円	690 円	



疾病医療上乘せ保険

疾病補償特約付団体生活補償保険

保険料（年払）の変更内容

■ 下記年令は保険期間開始日（1月1日）時点での年令です。

（注）1か月あたりの保険料は年払保険料を単純に12か月で分割して計算しています。（円未満切り捨て）

セット名 年令 保険料		平成25年の年払保険料		平成26年の年払保険料	
		A 年払保険料	B 年払保険料	A 年払保険料	B 年払保険料
1 - 4才		8,560円	5,140円	7,710円	4,620円
5 - 9才		3,330円	2,000円	3,020円	1,810円
10 - 14才		2,830円	1,690円	1,850円	1,110円
15 - 19才		2,850円	1,710円	2,350円	1,410円
20 - 24才		4,690円	2,820円	4,180円	2,510円
25 - 29才		5,210円	3,120円	6,090円	3,650円
30 - 34才		5,650円	3,390円	7,140円	4,280円
35 - 39才		6,830円	4,090円	7,100円	4,250円
40 - 44才		7,790円	4,670円	6,950円	4,170円
45 - 49才		8,640円	5,180円	9,140円	5,480円
50 - 54才		13,330円	8,000円	12,180円	7,300円
55 - 59才		20,110円	12,060円	17,640円	10,580円
60 - 64才		29,330円	17,590円	24,300円	14,580円
65 - 69才		40,380円	24,230円	34,980円	20,980円
70 - 74才		61,610円	36,960円	58,800円	35,270円
75 - 79才		91,930円	55,160円	83,320円	49,990円

◎保険料はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

◎健康状況の告知が必要です。

長期所得補償保険

団体長期障害所得補償保険

月払保険料の変更内容

■ 保険金額（支払基礎所得額）1口5万円あたりの保険料です。

<自動継続の取扱いについて>

●前年からお加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、（または引受保険会社からのご案内がない限り、）今回の募集においては前年7口以上の方は6口、6口以下の方は同じ口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（ご年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

年令 (1月1日時点の満年令)	平成25年の月払保険料		平成26年の月払保険料	
	男性	女性	男性	女性
18 ~ 24才	314円	212円	308円	207円
25 ~ 29才	325円	275円	320円	263円
30 ~ 34才	350円	361円	370円	360円
35 ~ 39才	422円	520円	451円	510円
40 ~ 44才	603円	795円	629円	772円
45 ~ 49才	809円	1,043円	863円	1,024円
50 ~ 54才	922円	1,093円	978円	1,086円
55 ~ 59才	953円	1,008円	952円	969円

※保険金額は現在の年収÷12か月以内でご設定ください（最高6口30万円まで）

<ご注意>ご加入保険金額（支払基礎所得額）が平均月間所得額を上回っている場合には、その上回った部分は保険金が支払われません。

●保険料はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

2 補償内容の変更

■ 主な変更

補償内容の主な変更点をご案内いたしますのでご確認ください。特に補償範囲が縮小となるものについてはご注意ください。詳細につきましては募集パンフレットをご参照ください。

※補償範囲の縮小が含まれる項目には縮小、拡大が含まれる項目には拡大と記載しています。

概要	該当者	平成25年契約の内容		平成26年契約の内容	補償範囲
傷害後遺障害 保険金の見直し	団体傷害保険個人型、夫婦型、家族型（各種のケガ補償、交通事故等のケガ補償）自転車型（旧自転車総合保険）	傷害保険独自の「区分支払表」に基づいて保険金をお支払い	➡	政府労災に準拠した「後遺障害等級表」に基づいて保険金をお支払い	縮小
		お支払いする場合として、「平常の業務に従事することまたは平常の生活ができない場合」を要件とする	➡	お支払いする場合として、「平常の業務に従事することまたは平常の生活ができない場合」の要件を廃止	拡大
傷害入院保険金 の見直し	団体傷害保険個人型、夫婦型、家族型（各種のケガ補償、交通事故等のケガ補償）自転車型（旧自転車総合保険）	入院に準ずる状態（両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合等）のみなし入院	➡	入院に準ずる状態（両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合等）のみなし入院廃止	縮小
		支払対象期間1,000日	➡	支払対象期間1,095日	拡大
傷害手術保険金 の見直し	団体傷害保険個人型、夫婦型、家族型（各種のケガ補償、交通事故等のケガ補償）自転車型（旧自転車総合保険）	約款別表に規定され所定の手術を補償の対象	➡	公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により「手術料」が算定される手術（下記①～⑤の軽微な手術を除きます。）の支払いを対象。なお、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為や先進医療に該当する診療行為のうち、上記に相当するものもお支払いの対象とし、一方、現在のご契約で手術保険金のお支払いの対象になっているものでも、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により「処置料」等が算定されるドレナージ等の診療行為はお支払いの対象外。①創傷処理 ②皮膚切開術 ③デブリードマン ④骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ⑤抜歯手術	改定
		手術の種類により傷害入院保険金日額に10倍、20倍、または40倍	➡	傷害入院保険金日額に入院中の手術は10倍、入院中以外の手術は5倍	縮小
		手術保険金は入院保険金 が支払われることが条件	➡	入院保険金が支払われない場合であっても、手術（日帰り手術）を受けた場合支払う	拡大

概要	該当者	平成25年契約の内容	平成26年契約の内容	補償範囲				
傷害通院保険金の見直し	団体傷害保険個人型、夫婦型、家族型（各種のケガ補償、交通事故等のケガ補償）自転車型（旧自転車総合保険）	お支払いする場合として、「平常の業務に従事することまたは平常の生活ができない場合」を要件とする	お支払いする場合として、「平常の業務に従事することまたは平常の生活ができない場合」の要件を廃止	拡大				
		実際に通院しない場合でも、ケガを被った部位を固定するためにギブス等の固定具を常時装着した場合、通院したものとみなす（みなし通院）	実際に通院しない場合でも、ケガを被った部位を固定するためにギブス等の固定具を常時装着した場合、通院したものとみなす取扱い（みなし通院）における、対象とする症状、固定する部位、固定具の種類を明確化 <table border="1" data-bbox="903 456 1377 936"> <thead> <tr> <th data-bbox="903 456 1046 495">傷害の種類</th> <th data-bbox="1046 456 1377 495">骨折、脱臼、靭帯損傷等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="903 495 1046 846">固定する部位</td> <td data-bbox="1046 495 1377 846"> 次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）を固定する場合に限ります。 ①長管骨（注1）または脊柱 ②長管骨（注1）に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨（注1）を含めギブス等の固定具を装着した場合に限ります。 ③肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="903 846 1046 936">ギブス等の固定具の種類</td> <td data-bbox="1046 846 1377 936"> ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーシ、シーネその他これらに類するもの（注2）に限ります。 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="903 947 1377 1003">（注1）上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。</p> <p data-bbox="903 1003 1377 1149">（注2）硬性コルセット、創外固定器等をいいます。屈曲・伸展等の関節運動が可能な装具等（バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸椎カラー等）は含まれません。</p>	傷害の種類	骨折、脱臼、靭帯損傷等	固定する部位	次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）を固定する場合に限ります。 ①長管骨（注1）または脊柱 ②長管骨（注1）に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨（注1）を含めギブス等の固定具を装着した場合に限ります。 ③肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。	ギブス等の固定具の種類
傷害の種類	骨折、脱臼、靭帯損傷等							
固定する部位	次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）を固定する場合に限ります。 ①長管骨（注1）または脊柱 ②長管骨（注1）に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨（注1）を含めギブス等の固定具を装着した場合に限ります。 ③肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。							
ギブス等の固定具の種類	ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーシ、シーネその他これらに類するもの（注2）に限ります。							
生計同一要件の廃止 親族の範囲変更	団体傷害保険家族型（各種のケガ補償、交通事故等のケガ補償）個人賠償セット、携行品損害オプション	被保険者について、親族の範囲は本人または配偶者と「生計を共にする」ことを要件とする	被保険者について、親族の範囲を次のとおり拡大。 ・本人または配偶者との生計同一要件は不要。 ・配偶者の親族を新たに親族の範囲に含める。 これにより、本人と養子縁組していない別居の未婚の連れ子や、内縁の配偶者の同居親族・別居の未婚の子等が新たに被保険者となる。	拡大				
建物火災の補償の見直し	団体傷害保険個人型、夫婦型、家族型（交通事故等のケガ補償）	日本国内・外を問わず、次の事故等によるケガを対象とします。 A～D（記載省略） E 道路通行中の次の事故によるケガ (1) 建造物・工作物等の倒壊または建造物、工作物等からのものの落下 (2) 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下 (3) 火災または破裂・爆発 (4) 工作用自動車との衝突・接触等または工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。） F 建物または交通乗用具の火災によって被ったケガ G（記載省略）	日本国内・外を問わず、次の事故等によるケガを対象とします。 A～D（記載省略） E 道路通行中の次の事故によるケガ 工作用自動車との衝突・接触等または工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。） F 交通乗用具の火災によって被ったケガ G（記載省略）	縮小				

概要	該当者	平成25年契約の内容	平成26年契約の内容	補償範囲
傷害保険免責事由の見直し	団体傷害保険個人型、夫婦型、家族型（各種のケガ補償、交通事故等のケガ補償）自転車型（旧自転車総合保険）	保険金をお支払いしない場合として規定する事由の「酒酔い運転」	→ 保険金をお支払いしない場合」として規定する事由を「酒酔い運転」から「酒気帯び運転」（道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態での運転）に変更	縮小
		「入浴中の溺水（注）」を保険金お支払い（注）溺水…水を吸引したことによる窒息をいいます。	→ 「入浴中の溺水（注）」を「保険金をお支払いしない場合」に追加。ただし、入浴中の溺水が、当社が保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金をお支払い。（注）溺水…水を吸引したことによる窒息をいいます。	縮小
		「誤嚥（えん）（注）」によって生じた肺炎」を保険金をお支払い（注）誤嚥（えん）…食物、吐物、唾液等が誤って気管に入ることをいいます。	→ 「誤嚥（えん）（注）」によって生じた肺炎」を「保険金をお支払いしない場合」に追加。誤嚥（えん）が生じた原因が傷害であっても、誤嚥（えん）によって生じた肺炎により死亡・入院等に至った場合には、保険金はお支払いしません。（注）誤嚥（えん）…食物、吐物、唾液等が誤って気管に入ることをいいます。	縮小
個人賠償セットの新プラン	個人賠償セット	保険金額1,000万円、3,000万円	→ 保険金額1億円プランを追加	追加
自転車型の変更	自転車型（旧自転車総合保険）	家族型	→ H27年1月からは個人型に変更予定（平成26年は従来どおり）	変更予定
		自転車賠償	→ 自転車賠償の廃止とし日常生活個人賠償セットに変更	変更
疾病入院保険金の見直し	疾病医療上乗せ保険	お支払いする場合として、「平常の業務に従事することまたは平常の生活ができない場合」を要件とする	→ お支払いする場合として、「平常の業務に従事することまたは平常の生活ができない場合」の要件を廃止	拡大
		支払対象期間1,000日	→ 支払対象期間1,095日	拡大
疾病手術保険金の見直し	疾病医療上乗せ保険	約款別表に規定された所定の手術を補償の対象	→ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により「手術料」が算定される手術（下記①～⑤の軽微な手術を除きます。）の支払い対象。なお、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為や先進医療に該当する診療行為のうち、上記に相当するものもお支払いの対象とし、一方、現在のご契約で手術保険金のお支払いの対象になっているものでも、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により「処置料」等が算定されるドレナージ等の診療行為はお支払いの対象外。 ①創傷処理 ②皮膚切開術 ③デブリードマン ④骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ⑤抜歯手術	明確化
		放射線治療は手術保険金として支払う	→ 放射線治療は「放射線治療保険金」として支払う	追加
		手術の種類により疾病入院保険金日額に10倍、20倍、または40倍	→ 疾病入院保険金日額に入院中の手術は20倍、入院中以外の手術は5倍	縮小

概 要	該当者	平成25年契約の内容	平成26年契約の内容	補償範囲
健康状況告知書の改定	疾病医療上乗せ保険	①加入者代理告知 加入者が家族に代わって告知を行うことができるとする告知の例外規定（加入者代理告知）あり	➡ ①加入者代理告知の廃止 加入者代理告知を廃止し、家族自身（被保険者自身）が告知を行う	改定
			②ガン診断歴に関する質問の追加 過去がんの診断歴に関する質問を追加し、過去にガンの診断歴がある場合は、その期間を問わず加入不可	改定
			③「妊娠中である」告知にかかる特定疾病対象外の範囲の限定 妊娠によるものおよびこれと医学上因果関係がある疾病・症状はすべて補償対象外でしたが、この改定により告知日時点における妊娠によるものおよびこれと医学上因果関係があるもののみ補償対象外	明確化
免責期間の見直し	長期所得補償保険	免責期間は「年次休暇残日数（最高40日）+455日（病気休暇90日、休職者給与支給期間1年）」	➡ 免責期間は年次休暇残日数を除外し455日とする	拡大
加入限度口数の見直し	長期所得補償保険	加入限度口数10口	➡ 加入限度口数6口（現在7口以上加入している方は6口まで減少となります）	縮小

3 自転車型（旧自転車総合保険）の補償が変更（一部予定）

- 自転車総合保険は平成26年より「自転車型」に変更します。
補償範囲を国内のみの事故から国内外の事故に拡大します。
- 団体傷害保険自転車型にご加入の方（変更予定）
平成26年の契約では基本補償について被保険者の範囲が家族全員であることは変更ありませんが、平成27年1月からは個人型（加入者全員を明記）に変更となります。
- 自転車総合保険の賠償セット（以下自転車賠償と言います。）にご加入の方
マリアス団体傷害保険の個人賠償は、国内の自転車事故のみでなく、国内外の日常生活上の事故全般を補償対象とする日常生活個人賠償に統一しましたので、自転車賠償は廃止となります。
 - ・同一の被保険者（補償の対象者）で自転車賠償と日常生活個人賠償の両方に入られている方
両方の保険金額を合算した金額より一つうえの保険金額プランを継続プランといたします。
継続プラン以外での継続をご希望される方は加入申込票を修正のうえ、ご提出ください。

<変更内容（セット名の読み替え）>

自転車賠償＋日常生活個人賠償 (平成25年)			日常生活個人賠償 (平成26年)		
N 1,000万円＋G 1,000万円		840円	G2	3,000万円	600円
N 1,000万円＋H 3,000万円		920円	G3	1億円	690円
N 1,000万円＋J 1,000万円		840円	J2	3,000万円	600円
N 1,000万円＋K 3,000万円		920円	J3	1億円	690円
N 1,000万円＋L 1,000万円		840円	L2	3,000万円	600円
N 1,000万円＋M 3,000万円		920円	L3	1億円	690円

<変更イメージ>

【自転車賠償1,000万円＋日常生活個人賠償3,000万円→日常生活個人賠償1億円】

日常生活個人賠償H＋自転車賠償N		日常生活個人賠償 【改定後】	
セット名	4,000万円 (3,000万円＋1,000万円)		1億円
保険金額	920円		690円
保険料	<自転車部分> ・国内の自転車事故のみ ・示談代行サービス無し		・国内外の日常生活上の事故全般 ・国内示談代行サービスあり

・自転車賠償のみに加入された方

日常生活個人賠償の同一の保険金額プラン（1,000万N1）を継続プランといたします。
継続プラン以外での継続をご希望される方は加入申込票を修正のうえ、ご提出ください。

【自転車賠償1,000万円 → 日常生活個人賠償1,000万円】

自転車賠償		日常生活個人賠償 【改定後】	
セット名	N		N1
保険金額	1,000万円		1,000万円
保険料	300円		520円
補償内容	・国内の自転車事故のみ ・示談代行サービス無し		・国内外の日常生活上の事故全般 ・国内示談代行サービスあり

4 健康状況告知の内容変更

従来ご加入いただいておりますマリアス「疾病医療上乘せ保険」「長期所得補償保険」につきまして、平成26年1月より告知事項が増えるとともに、加入者の代理告知が廃止となり、必ず家族（被保険者）自身に告知をいただくことになりました。健康状況告知について詳しくは下記内容をご確認ください。

■ 加入内容の変更を希望しない方の場合

改めて健康状況告知は不要です（対応は不要です）。

■ 加入内容の補償額を増額する方の場合

改めて健康状況告知を行うこと（以下「再告知」といいます。）が必要です。再告知にあたり、次の点にご注意ください。

- 再告知時の健康状況によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加されたりすることがあります。
- 再告知の結果、無条件での継続加入となった場合でも、保険金のお支払額は、「発病の時点が属する保険契約」と「保険金支払事由が生じた時点が属する保険契約」それぞれの保険契約の条件で算出した金額のうち、いずれか低い金額となる場合があります。
- 再告知は継続加入時のみの制度であり、保険期間の中途で行うことはできません。

■ 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方の場合

改めて健康状況告知を行うこと（以下「再告知」といいます。）も可能です。継続加入時に再告知をいただけた場合、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。再告知にあたり、次の点にご注意ください。

- 再告知時の健康状況によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加されたりすることがあります。
- 再告知の結果、無条件での継続加入となった場合でも、保険金のお支払額は、「発病の時点が属する保険契約」と「保険金支払事由が生じた時点が属する保険契約」それぞれの保険契約の条件で算出した金額のうち、いずれか低い金額となる場合があります。
- 再告知は継続加入時のみの制度であり、保険期間の中途で行うことはできません。

このチラシは保険の概要を説明したものです。詳細はパンフレットを参照ください。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

有限会社 海交会

東京都中央区湊3-3-2 前田セントラルビル5F

TEL：03-3297-7582

【幹事引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 公務部営業第三課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL：03-3259-6681

